

第1 監査の概要

1 監査の対象団体及び財政援助額

一般社団法人斑鳩町観光協会（以下「観光協会」という。）の令和2年度から令和5年度までの決算及び令和6年9月30日までの財政援助に係る出納その他の事務の執行、並びに都市建設部都市創生課の財政援助に係る事務の執行について監査した。

財政援助（町補助金）額等の年度推移は次表のとおりである。

また、斑鳩町から交付される補助金（以下「町補助金」という。）は年度末に精算され、余剰金があれば斑鳩町へ戻入される。

なお、令和2年度戻入金額が多いのは、新型コロナウイルス感染症対策としてコスモスフェスタ開催事業や紅葉祭り協賛事業などの中止及び法隆寺 i センターの一時閉鎖に伴う臨時職員賃金の減などによるものである。

財政援助（町補助金）額等の年度推移

（単位：円）

	町補助金額	精算後の確定額	戻入金額
令和2年度交付金額	29,492,000	22,581,948	6,910,052
令和3年度交付金額	27,583,000	25,890,341	1,692,659
令和4年度交付金額	29,985,000	27,099,605	2,885,395
令和5年度交付金額	31,500,000	28,436,599	3,063,401
令和6年度交付予定額	30,000,000	—	—

2 監査の執行日

令和6年11月20日

3 監査した監査委員

佐伯知輝、嶋田善行の2名により監査を執行した。

4 監査の手続等

観光協会に対する町補助金に係る出納その他の事務の執行について、同団体から提出された関係資料、提示のあった帳票及びその他証憑書類に基づいて、帳簿突合、質疑応答等の通常の監査手続及び必要と認めたその他の監査手続を執行した。

また、都市建設部都市創生課の町補助金の支出にかかる事務の執行について、同課から提示のあった関係書類等に基づいて、質疑応答及び必要と認めたその他の監査手続を執行した。

なお、監査執行の前に予備調査を執行した。

第2 監査の結果等

1 観光協会の概要

観光協会は、斑鳩町及びその周辺地域の観光文化の向上及び観光事業の健全な発展に寄与することを目的に、昭和41年6月1日に設立された。事務局は当初斑鳩町商工会内にあったが、より一層の観光事業の充実と発展を図るため、斑鳩町観光課（現在の都市創生課）を経て、平成8年9月3日に現在地の法隆寺iセンター（斑鳩町法隆寺1丁目8番25号）内に移転している。

その後、観光事業の積極的な進展と観光客の更なる誘致活動を進めるには、組織の充実が必要であることから、平成21年4月1日付で一般社団法人化して、現在に至っている。

令和6年4月1日現在の職員は、常勤職員5名（事務局長及び正職員4名）、臨時職員7名（法隆寺iセンター3名、JR法隆寺駅観光案内所4名）の計12名である。

2 監査の結果

会計事務において、通常総会資料の貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の金額が一致していないこと、事業報告の附属明細書、貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の附属明細書、財産目録が総会資料に添付されていないこと、また決裁や決裁の合議に不適切な事務処理が見受けられたことから、定款及び事務処理規程等に基づく事務を適正に実施されたい。

また、観光協会定款及び規則等の規定において文章中の表記が統一されていないもの、句読点、カンマの不適切な使用などが見受けられたことから、見直しを実施されたい。

なお、軽易な事項については、監査においてその都度関係職員に改善を指示したので記述を省略する。

3 町補助金の支出に対する監査の結果

都市建設部都市創生課の観光協会に対する町補助金の支出にかかる事務は、適正に執行されていると認められた。

4 運営状況と年度推移

今回の監査は、斑鳩町が観光協会に支出している町補助金が、適正かつ効率的に使われているかを判断することが主な目的である。本来町補助金は、会費、利用料、販売収益等の不足を補填するものであるが、観光協会では、法隆寺 i センター及び町営駐車場指定管理事業（以下「指定管理事業」という。）と明確な区別が難しい場合もあるため、会計全般を監査の対象範囲とした。

観光協会の主な収入は、斑鳩町からの町補助金と法隆寺 i センター及び町営駐車場指定管理料（以下「指定管理料」という。）であり、予算も補助金事業と指定管理事業に区分されている。よって当報告書の資料も、補助金事業と指定管理事業に分けて作成している。

なお、法隆寺観光自動車駐車場（以下「駐車場」という。）利用料については、平成30年度までは観光協会の収入であったが、令和元年度から斑鳩町のマルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業で、駐車場の運営主体が㈱呉竹荘に移行して、駐車場使用料収入がなくなり、その減収分の補填として町補助金及び指定管理料が増加している。

資料1は、令和2年度から令和5年度までの補助金事業の決算の推移を事業別にまとめたもので、町補助金年度末精算時に観光協会から斑鳩町へ提出される補助金事業精算書を基に作成した。

収入の部では、収入の大半は町補助金であるが、それ以外では、観光ボランティア運営事業では受取民間助成金、レンタサイクル運営事業では利用料収入、宣伝誘致事業では委託手数料収入、物品販売事業では物品販売収益及び委託手数料収益、おもてなし事業では奈良県観光戦略推進補助金、受託収益、受取負担金、協会運営事業では正会員受取会費、利用料収入、広告料収入などとなっている。

支出の部では、職員管理事業では正規職員人件費、紅葉祭り開催事業では支払補助金、キャンペーン大使派遣事業では諸謝金、旅費交通費、保険料、支払手数料、通訳ボランティア補助事業では支払助成金、観光ボランティア運営事業では諸謝金、旅費交通費支払手数料、保険料、レンタサイクル運営事業では保険料、賃借料、宣伝誘致事業では諸謝金、旅費交通費、通信運搬費、支払手数料、観光パンフレット事業では印刷製本費、賃借料、JR 法隆寺駅案内所運営事業では臨時職員人件費、

備品、通信運搬費、物品販売事業では物品費等販売に係る支出、おもてなし事業ではツアーガイド謝金、能面、衣装、チラシ、ポスター、協会運営事業では事務用品、通信運搬費、パソコン等リース料、マガジンラック等備品購入費などとなっている。

支出の50%以上を人件費が占めており、年々増加している。

収支差額に指定管理事業からの繰入金（指定管理事業の収支差額）を加えた金額を町へ戻入（返還）している。

資料2は、令和2年度から令和5年度の指定管理事業の決算の推移をまとめたもので、指定管理事業年度末精算時に観光協会から斑鳩町へ提出される指定管理事業精算書を基に作成した。

収入については、指定管理事業は、基本的には町からの指定管理料収入により運営されているが、その他の収入として、国や県からの補助金及び法隆寺iセンター利用料収入などがある。

前述のとおり駐車場利用料については、令和元年度から運営主体が株呉竹荘へ移行したため、駐車場使用料がなくなったがその減少分は指定管理料収入で補填されている。

なお、令和3年度からは、光熱水費及び修繕費を精算して残額を町へ戻入している。

支出については、法隆寺iセンター指定管理事業支出では、60%以上を人件費が占めており年々増加している。次いで施設の管理、修繕に係る需用費や委託料となっている。

町営駐車場指定管理事業支出の人件費がないのは、前述のとおり運営主体が令和元年度から株呉竹荘へ移行したためである。

また、収支に差額が発生した場合は、平成30年度までは観光協会の収入となっていたが、令和元年度からは補助金事業へ充当されている。

なお、令和2年度戻入金額（収支差額3,499,113円）が多いのは、新型コロナウイルス感染症対策として法隆寺iセンターの一時閉鎖に伴う臨時職員賃金の減などによるものである。

資料3は、令和2年度から令和5年度までの貸借対照表である。

I資産の部であるが、資産の大半は現金預金で、2,400万円以上で推移している。その内400万円を平成29年度から定期預金としている。現在、町から交付される町補助金及び指定管理料は年度末に精算され、余剰金があれば町へ戻入されているが、以前から継続して約2,000万円以上の余剰金を保有している。

資料4から資料6は、令和5年度と令和6年度の補助金事業、指定管理事業、貸

借対照表の上半期の比較である。

資料4の補助事業及び資料5の指定管理事業の収入及び支出において著しい変化はないが、資料4の協会運営事業の令和5年及び令和6年の両年度9月末現在の収入比較で、令和5年9月末収入が2,707,018円多くなっていることについては、令和4年度町補助金戻入額(2,120,003円)を未払金として二重計上していたものを修正したことによるものである。

資料6のI資産の部、1流動資産、普通預金の令和5年及び令和6年の両年度9月末現在の金額の比較で令和5年9月末の金額が多くなっていることについては、令和5年度は、国庫補助金の観光再始動事業など、秋(下半期)に事業が偏っており、令和6年度は春(上半期)から事業を行っていたため上半期の支出が多くなり、9月末時点の普通預金の残高は令和5年度の方が多くなったことによるものである。

次に、立替金についてであるが、令和5年及び令和6年の両年度9月末現在の金額は2,194,913円と同額となっている。また、資料3貸借対照表の令和4年度及び令和5年度決算額も立替金の金額が同額の2,194,913円となっている。このことについては、令和3年度から会計ソフトを変更した際、新ソフトの未払金残高に誤った金額を入力し、立替金に振替えたことによるものである。

上記のとおり観光協会は、収入の大部分が斑鳩町からの町補助金と指定管理料であり、財産の大部分が現金預金となっている。また、減価償却して資産価値が減少する建物や構築物等もほとんどなく、将来の償還が組織運営の負担となる借入金等もない。

また、観光協会の事業規模から考えれば年度末の支出が多い時期及び年度当初の収入の少ない時期に資金不足に陥ることは考えられない。

第3 指摘事項、意見等

監査の概要及び監査の結果は以上のとおりであるが、監査で指摘した主な事項及び観光協会から回答していただいた内容等について改めて付しておきたい。

1 監査で指摘した事項

(1) 貸借対照表の未払金額の不一致及び立替金の処理について

前述のとおり令和4年度通常総会資料の貸借対照表の前年度未払金の数値(令和2年度未払金決算数値6,464,386円)が、令和3年度通常総会資料の貸借対照表の当年度未払金の数値(令和2年度未払金決算数値9,369,971円)と一致していない

こと、また立替金について、町補助金等の精算分の未払金を立替金として処理しているのであれば、通常は毎年度金額が変わるが、令和4年度から令和6年度まで、同額（2,194,913円）となっている理由をお尋ねしたところ、令和3年度から会計ソフトを変更した際、新ソフトの未払金残高に誤った金額を入力し、その誤った金額をそのまま立替金に振替えたことによるものであり、今後このようなことがないよう書類作成には十分注意する旨の回答があった。

なお、令和2年度決算は、変更前の会計ソフトで未払い消費税なども含めて決算を終えており、税務署への未払い消費税計算自体は正しい金額で申告を行っており、消費税修正申告等の必要はない旨の回答を得ている。

(2) 事業報告及び決算に係る作成書類の作成及び報告について

定款第38条に規定する事業報告及び決算に係る作成書類の内、「事業報告の附属明細書」、「貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の附属明細書」、「財産目録」が、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会に報告されていないことを指摘したところ、事業報告及び決算に係る事務については、定款第38条の規定を順守する旨の回答があった。

(3) 予算超過支出している事業について

令和3年度、令和4年度、令和5年度の各事業において予算を超えて支出している事業があり、各事業で振り分けて支出しているとの説明を受けたが、事業ごとに予算補正又は流用すべきであると指摘したところ、各事業に予算不足が生じる場合は、補正又は流用を行い予算執行する旨の回答があった。

(4) 貸借対照表の現金預金（定期預金、小口現金を含む。）について

観光協会では、資産の大半が現金で、以前から約20,000,000円以上の余剰金があり、このような多額の現金（余剰金）を保有し続けている理由をお尋ねするとともに、見直しを検討していただくよう申し上げたところ、現金預金は、町補助金以外で観光事業を実施する場合に取り崩しており、令和4年度では、4寺周遊拝観券造成費150万円を支出しているとのことであり、今後、どのような事業を展開するかによって、町補助金以外で自己資金が必要になってくるので、観光事業の中・長期の事業計画を立てる中で、見直しを検討していく旨の回答があった。

この余剰金の原資は町補助金及び指定管理事業収入なので、現金の安全性の確保の観点からも、早期に観光事業の中・長期の事業計画を立てるとともに、具体的な

使途がない余剰金及び次期年度以降の事業資金についても、支障のない範囲で一旦町へ返還し、必要に応じて年度ごとに町へ予算要求すべきである。

(5) 斑鳩町観光協会事務処理規程第7条に規定する合議について

斑鳩町観光協会事務処理規程第7条（合議）に町営施設、及び業務委託等管理委託されている業務で「事務処理規程等の制定及び改廃に関すること」、「人事に関すること」、「施設、設備、備品購入及び廃棄に関すること」、「その他、重要又は異例に属すると認められる事項」については、斑鳩町役場の所管課長又は部長に合議しなければならないと規定されているが、当該備品購入に関する書類を確認させていただいたところ、合議がなかった。斑鳩町観光協会事務処理規程第7条（合議）に規定する事務を再確認するとともに、本規定に該当する事務については、必ず合議を取るよう指摘したところ、第7条の規定どおり事務処理を行う旨の回答があった。

(6) 物品等の廃棄に係る記録文書等について

棚卸時に物品を廃棄されており、廃棄を記録する文書を確認させていただきようをお願いしたが、当該文書は作成しておらず、複数人で確認して廃棄しているとのことであった。

棚卸をした時は、棚卸記録文書を作成し、物品を廃棄した時は、廃棄記録文書を作成するとともに、正味財産増減計算書にも注記として説明文を入れておいた方がよい旨指摘したところ、物品を廃棄する場合は、複数人で確認しているが、ご指摘のとおり、廃棄記録文書を作成し正味財産増減計算書に注記する旨の回答があった。

(7) 定款及び規則等の見直しについて

今回の監査を執行するに当たり、観光協会の定款及び規則等を確認させていただいたが誤りがあった。誤りの内容としては、文言等の誤りや句読点、カンマの誤った使用、表記の不統一などがあった。こうした誤り等が生じた原因については、定款及び規則等作成時における複層的なチェック体制が不十分であったことに加え、定款等の正確性を確保するためのノウハウについて実効的なチェック手法が必ずしも共有されていなかったことなどが考えられるが、今般の誤りの内容や原因を踏まえ、複層的なチェック体制の確立や文書ソフトの校正機能の活用など具体的なチェック方法を検討し実行されたい。

(8) ホームページの充実について

デジタル社会においては、ホームページは企業や団体等の信頼性、存在をアピールするための最も基本的なツールであり、成長している企業や団体等は、ほぼ例外なくデジタルマーケティングに取り組んでおり、その起点となるのがホームページであると考えます。

監査を執行する前に観光協会のホームページを確認しましたが、更新が不十分な状態となっていると感じました。

観光客は観光する前に、まずその観光地のホームページを見るという行為は当たり前に行います。斑鳩町への観光を検討している不特定多数の観光客に向けて、今の斑鳩町観光の魅力を情報発信し、観光客の声を入れるなど、わかりやすく伝えるホームページの充実が必要です。

2 報告書に添える意見等

観光施策の変化に対応するためには、デジタルトランスフォーメーションの推進が必要となっています。観光施策競争での優位性を確立するため、既存の業務を効率化するとともに、自動化に向けたソリューションを導入し、観光客のニーズを基にサービスやビジネスモデルを変革し、業務そのものや組織等を変革していくことが必要であると考えます。

観光が、斑鳩町における主要産業の一つと言えるように成長することを期待しています。